

運輸支局、登録事務所での手続の手順

<p>事前準備</p>	<p>運輸支局内の売店で必要書類を購入します。</p> <p>登録申請書（1号様式） 30円くらい</p> <p>検査登録印紙 住所変更（変更登録） 350円 名義変更（移転登録） 500円 一時抹消登録 350円</p> <p>手数料納付書（無料）</p>
<p>ステップ1</p>	<p>標板交付所（ナンバープレート返納、希望番号予約済証の受取）</p> <p>・神戸から大阪、なにわから和泉など管轄が変更になる場合 ・同じ管轄での変更でナンバーも変更したい場合</p> <p>登録手続きする自動車で運輸支局に行きます。</p> <p>ドライバーなど工具を使いナンバープレートを取り外し標板交付所に返納します。このときに手数料納付書に返納確認のスタンプを押してもらいます。</p> <p>同じ管轄でナンバーも変更しない場合は、自動車を持ち込む必要はありません。希望ナンバーを申し込んでいる場合は、ここで希望番号予約済証を受け取ります。</p> <p>注意 一部の陸運支局では登録完了後にナンバープレートを返納することになっていきます。不明な場合はナンバープレートを外す前に、返納窓口などで確認してください。</p>
<p>ステップ2</p>	<p>登録窓口（書類の作成、申請、交付）</p> <p>申請書類を作成します。書類記入台に書き方の見本がありますので参考にしてください。不明な点は相談窓口でも教えてもらえます。</p> <p>作成した書類をそろえて、登録窓口に着てあるクリアファイルに入れて提出します。書類に不足や記入漏れなどがあると名前を呼ばれますので、窓口の担当職員の指示に従ってください。書類に不備がなければ、交付窓口で名前を呼ばれますので、そこで新しい車検証を受け取ります。</p>

ステップ 3	自動車税事務所（自動車税、取得税の申告） 抹消登録の場合は必要なし
	自動車税事務所ですべての申告書用紙（無料）をもらいます。 新しい車検証の内容を記入し窓口へ提出します。
	注意 旧所有者、旧使用者の住所氏名や旧ナンバープレート番号も記入しないと いけませんので、あらかじめ登録前の車検証のコピーをとっておいてくだ さい。年式が新しい場合は自動車取得税がかかる場合がありますので、 事前に自動車税事務所へ電話などで問い合わせをしておいてください。
ステップ 4	標板交付所（新しいナンバープレート受け取り）ナンバープレート変更の場合 のみ
	標板交付所にて新しいナンバープレートを購入してください。 ペイント式プレート1440円、字光式プレート2840円（大阪、京都、兵庫 の場合）下記の ナンバープレート価格 参照 希望ナンバーの場合は申し込み時に料金前払いなので、ここでは支払いの必要は ありません。 （一部の運輸支局ではこの時点で旧ナンバープレートを返納します。ステップ1 参照）
ステップ 5	封印施工場（封印取付）ナンバープレート変更の場合のみ
	ドライバーなどの工具でナンバープレートを取り付けます。 取付け後、封印場に自動車を持ち込みます。 係員が車台番号を照合し封印を取り付けます。 運輸支局によっては、ボンネットを開けて待っていると係員が来てくれる所もあ ります。
これで手続きは完了です。おつかれさまでした。	
このあと、自賠責保険や任意保険の変更手続き、ETCの再セットアップの手続きもお忘れ なく。ETCセットアップについて http://www.go-etc.jp/guide/guide04.html	

ナンバープレートの価格（中板2枚）				（単位：円）		
	普通ナンバープレート			希望ナンバープレート		
	普通自動車 軽自動車 ペイント式	普通自動車 字光式	軽自動車 字光式	普通自動車 軽自動車 ペイント式	普通自動車 字光式	軽自動車 字光式
大阪	1, 440	2, 840	4, 800	4, 100	5, 300	6, 400
兵庫	1, 440	2, 840	4, 800	4, 100	5, 300	6, 500
京都	1, 440	2, 840	4, 800	4, 100	5, 300	6, 500
奈良	1, 520	3, 000	4, 900	4, 200	5, 300	6, 600
滋賀	1, 520	3, 000	4, 900	4, 200	5, 300	6, 600
和歌山	1, 520	3, 000	4, 900	4, 200	5, 300	6, 600